

地域ブロック規則

第1章 総 則

第1条（名称）

各地域ブロックの名称は各地域名を冠してJAC〇〇〇ブロックとする。
当地域においては、JAC（ ）ブロックと称する。

第2条（事務局）

事務局は（ ）地域内におく。

第3条（地域区分）

定款第32条に従い全国を数ブロックに区分し地域名は現時点では以下の通りとする。地域ブロックの分割や統合、あるいは追加は全体委員長会の承認を得るものとする。

1. 東日本
2. 西日本
3. 九州

第4条（目的）

地域ブロック制の目的は定款第32条に定める所とする。

地域ブロックは、全国組織としてのJACの円滑な運営のために、下記の事業を通して地域単位の活動を担う。

1. 会員相互の交流を図り、および知識・技能の向上を図る場
2. 会員からの意見や情報を反映する場、および会員への情報を伝える場
3. 地域活動の活性化（全国会員が均一なサービスを受けられ得るような環境作り）を図る場

第5条（事業）

地域ブロックは前条の目的を達成するために次のような事業を行う。

1. JAC主催の生涯教育事業（備考：認定単位制の導入およびその内容については今後の検討課題）
2. 域ブロック主催の各種事業
3. 本部から会員へ、または会員から本部への情報伝達業務
4. 親睦会

第2章 会 員

第6条（会員の種類と資格）

地域ブロックの会員資格は定款第8条に従い、その種類は正会員、学生会員、特別会員、および賛助会員とする。

1. 正会員は役員資格と議決権を有する。
2. 学生会員は役員資格と議決権を有しない。
3. 特別会員および賛助会員は役員資格と議決権を有しない。

第7条（入会）

定款第31条に従い、正会員はいずれかの地域ブロックに所属しなければならない。正会員は原則として自動的に居住するかもしくはカイロプラクティック業務に従事する地域の会員となる。但し交通の利便性あるいはその他の事情を考慮し地域の選択には例外規定を設けるものとする。その際の各個の事由については当該ブロック長の承諾を得るものとする。

転居に伴い所属ブロックを変更する場合は、「転居通知書・旧地域ブロック退会願い書・新地域ブロック入会申込書」を本部事務局に提出するものとする。（いずれも書式用意）

その他正会員以外の会員の所属については加入もまた地域の選定も任意とする。

第8条（会員の義務）

会員は地域ブロックの事業および行事には積極的に参加し協力しなければならない。

第9条（退会）

JACを退会した場合は自動的に地域ブロックも退会となる。また地域ブロックのみを退会することは原則として認められない。（例外としては正会員が特別会員になった場合など）

転居に伴い他地域ブロックへ移籍する場合は第7条（入会）参照のこと。

第10条（懲罰と会員資格の喪失）

定款第14条および定款細則第14条に準ずる。会員同士の名誉毀損問題が生じた場合は、当該会員の上申書に基きブロック長はブロック役員会の決議を経て全体委員長会に上程することができる。

第11条（休会）

JACを休会した場合は、自動的に地域ブロックも休会となる。地域ブロックのみの休会は原則として認められない。休会が承認された会員は翌年度から会費納入が免除され、会員の権利と特典を有しない。復帰する場合、入会金の納入は不要で、その年度の年会費納入のみで正会員の権利を行使できる。

第3章 役員

第12条（役員）

地域ブロックの役員は、ブロック長1名、監査1名、幹事長1名、幹事（会計1名含む）若干名とする。ブロック長は常務委員長会で承認された以外の他のカイロプラクティック関係団体の役員を兼務できない。

第13条（役員を選出および任期）

1. ブロック長および監査役は地域ブロック総会において正会員から互選とする。ブロック長は幹事長

および幹事を任命する。

2. 同じ役職は2年を1期とし、連続4期・8年を限度とする。
3. 幹事が任期途中で辞任する場合は、ブロック長は正会員の中より後任者を任命して補充することができる。監査役についてはブロック役員会が代行する。

第14条（役員の仕事と責任）

1. ブロック長は地域ブロックを代表し総理する。また定款細則第31条に定める所により全体委員長会委員を兼務し、同会の議決権を有する。地域ブロックと全体委員長会間で相互の情報を伝達する。
2. 幹事長はブロック長を補佐し、ブロック長が職務困難を生じた時は次期ブロック長が選出されるまでその職責を代行するものとする。
3. 幹事は総括的業務の円滑な遂行のための立案・検討・実務を行う。ブロック委員会の設置に際しては委員長を兼務するものとする。ブロック委員会は細則に定める。
4. 会計担当は会計業務を管理する。地域ブロック総会において会計報告を行う。
5. 監査役は会計業務を監督する。

第4章 会議

第15条（地域ブロック総会）

1. 地域ブロック総会は地域ブロック定時総会と地域ブロック臨時総会とする。
2. 地域ブロック定時総会は年1回、JAC定時総会より以前に開催し、ブロック長は全体委員長会およびJAC定時総会で報告するものとする。
3. 地域ブロック臨時総会はブロック長、監査役、ブロック役員会、あるいは正会員の過半数以上のいずれかの要請があった時、ブロック長はこれを開催しなければならない。全体委員長会およびJAC定時総会への報告義務は地域ブロック定時総会と同様とする。
4. 地域ブロック定時総会および地域ブロック臨時総会の召集は書面又は電磁的方法により、ブロック長が開催の1ヶ月前までに開催日時、会場、議題あるいは地域ブロック臨時総会の場合は開催理由などを正会員に通知するものとする。
5. 地域ブロック定時総会および地域ブロック臨時総会の表決権等で、やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、書面若しくは電磁的方法をもって他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
6. 地域ブロック総会はオンライン会議による決議も有効とする。
7. 議長は役員から互選とする。

第16条（地域ブロック総会の定足数と議決数および委任）

1. 地域ブロック総会の定足数は、正会員の出席者と委任状を合計した数が正会員の過半数以上でなければならない。
2. 地域ブロック総会の議決は、正会員出席者と委任状を合計した数の過半数以上でなければならない。
3. 議決権は委任状により行使することができる。

第 17 条（地域ブロック役員会）

1. 地域ブロック役員会はブロック長、幹事長、幹事によって構成される。
2. 地域ブロック役員会の召集は、ブロック長が行い、開催日の 1 週間前までに議題、日時、場所を通知するものとする。またオンライン会議による決議も有効とする。
3. 地域ブロック役員会は年度内に 2 回以上開催するものとする。

第 5 章 会 計

第 18 条（会計）

1. 地域ブロックの会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
2. 地域ブロックの運営費は、事業費、寄付金、その他をもってこれに充てる。
3. 地域ブロック役員員の職務は奉仕によって行われ報酬は与えられないが、地域ブロック役員会への参加費用や各種事業に関わる活動費用などの必要経費は、ブロック長の承認を得て実費を支給される。
4. 会計簿はブロック長の監督において会計が管理し、会計監査は監査役が行う。

第 6 章 地域ブロック規約の改正

第 19 条（地域ブロック規約の改正）

1. 第 1 章総則以下第 7 章付則までの改正は全体委員長会の議決を経て、JAC 定時総会に報告する。
2. 細則の新規作成および改正はブロック役員会が議案として地域ブロック総会に提出し、出席している正会員と委任状を合計した数の過半数以上の賛成を必要とする。細則の新規作成および改正についてはブロック長が文書でその旨を JAC 会長に報告するものとする。

第 7 章 付則

第 20 条（発効、改正年月日）

1. 当規則は、平成 16 年 7 月 4 日、2004 年度第 6 回 JAC 定時総会の承認をもって発効。
2. 平成 18 年 2 月 19 日、2005 年度第 2 回 JAC 理事会において改正。
3. 平成 30 年 6 月 16 日、2018 年度第 1 回 JAC 全体委員長会において改正。
4. 令和 3 年 3 月 17 日、2020 年度第 3 回 JAC 全体委員長会において改正。
5. 令和 3 年 11 月 20 日、2021 年度第 2 回 JAC 全体委員長会において改正。

細則

（細則は地域ブロックの運営を円滑に行うために必要と思われる項目を、各地域ブロックが主体となってそれぞれの事情に合わせた内容で補うものとする。）

1. 委員会
2. 慶弔費

3. 表彰
4. その他